商標の使用に関する説明書類を作成するにあたって

商標早期審査において、
出願人による**商標の使用**を判断するうえで次の３点が重要となります。

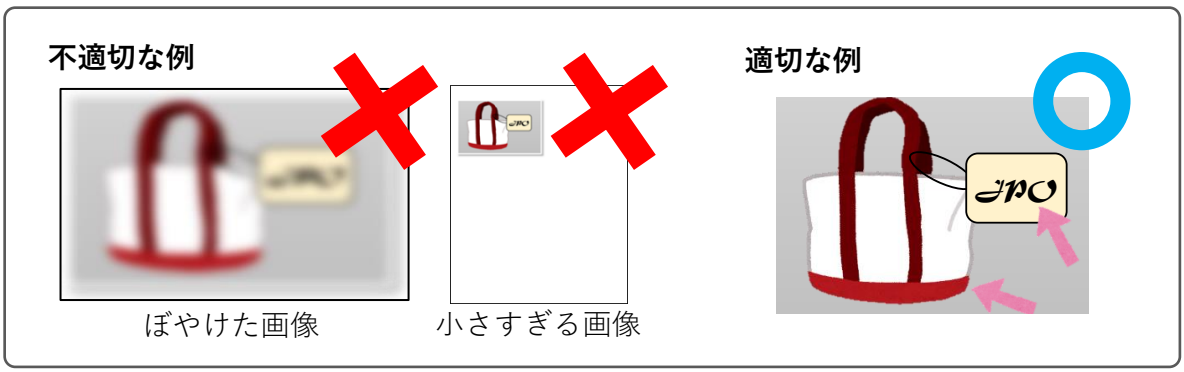
商標の使用	
① **出願人又はライセンシーが** ② **出願商標と同一の商標を** ③ **指定商品・役務について**	**使用（使用の準備を相当程度進めている）**

⚠ご注意ください

- ✓「使用の準備を相当程度進めている」とは、単に使用を予定しているだけでは足りず、対外的に出願商標の使用に向けて動き始めていて、後戻りする可能性が低く、使用することが確実視される場合等、「使用」とほぼ同等と認められる場合を指します。
- ✓ 上記の証明しなくてはならない事項（①～③）は、一連のひも付いた事実として示されることが求められます。証拠資料の関連性が示されない場合は、原則として、証拠書類が不十分と判断されます。
- ✓ 商標の使用に関する書類を提出すれば、早期審査の対象であることが証明できるわけではありません。早期審査の対象となるためには、商標の使用に関する書類に加えて、対象１～３に規定する個別要件のいずれかを満たしていることが求められます。詳細については「商標早期審査・早期審理ガイドライン」をご参照ください。

書類作成時の注意点

- ☐ 証拠書類は鮮明なものを提出してください。
- ☐ ポイントとなる箇所は**下線、マーカー、矢印等**で示し、**必要に応じて説明を付記**してください。
- ☐ 商標の使用状況を客観的に確認できない場合は、証拠書類として不十分と判断されることもあります。（特にオンラインで画像ファイルを提出する場合は、できるだけピクセル数が多い画像を提出してください。）



具体例一覧

使用状況ごとに証明書類の代表的な例を掲載しています。
ここに挙げたもの以外の証明方法が認められないというわけではありません。

既に商標を使用している場合

例 1	商品に使用している場合	3 ページ
例 2	商品カタログで使用している場合	4 ページ
例 3	ECモールにおいて出品商品の説明に使用している場合	5 ページ
例 4	自社のネットショップにおいて商品紹介で使用している場合	6 ページ
例 5	ウェブサイト/ＳＮＳにおける宣伝広告で使用している場合	7 ページ
例 6	自社のニュースリリースで使用している場合	8 ページ
例 7	広告動画内で使用している場合	9 ページ
例 8	ライセンシーが使用している場合	１０ページ
例 9	出願人の支配下にある者が使用している場合	１１ページ
例10	複数の指定商品・役務についての使用証明（対象２関係）	１２ページ

商標の使用の準備を相当程度進めている場合

例11	商品に商標を付ける予定で生産中の場合	１３ページ
例12	商品カタログに付ける予定で制作中	１４ページ
例13	看板に商標を付ける予定で製作発注済み	１５ページ
例14	ホームページに用いる予定でホームページを制作依頼中	１６ページ

※ 早期審査の要件を満たすか否かは、実際に提出された書類をもとに審査長等が個別具体的に判断します。提出書類の事前確認は行っておりませんので、あらかじめご承知おきください。

例 1　商品に使用している場合

かばんの下げ札に商標を使用しているケース



願書の内容

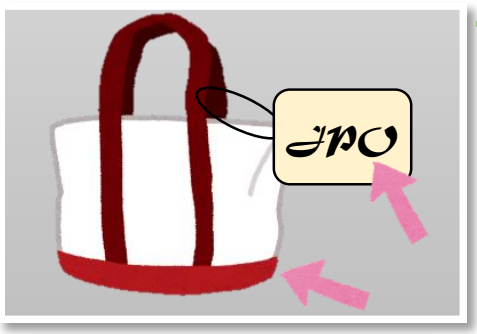
【指定商品】　バッグ

【出願商標】　JPO

【出 願 人】　株式会社〇〇

証拠書類の例

□商品写真



✓ ***商標ＯＫ***
使用商標「JPO」は出願商標と同じ



✓ ***商品ＯＫ***
商標を使用している商品は指定商品「バッグ」に含まれる

✓ ***使用者ＯＫ***
商標の使用者「株式会社〇〇」は出願人

ポイント！

タグ裏面である旨の説明があることで、上の写真の商標の使用者であることが明確になっています。

メ モ

販売前の商品の写真であっても構いません。

注 意

商品の現物は受け付けておりません。
商品写真や該当商品を掲載したカタログ、パンフレット等の資料を提出してください。

例 2

商品カタログで使用している場合

商標を使用している商品カタログ（印刷物）がすでに完成しているケース



願書の内容

【指定商品】　バッグ

【出願商標】　JPO

【出 願 人】　〇〇株式会社

証拠書類の例

□商品カタログの写し



✓ ***商標ＯＫ***
使用商標「 JPO 」は出願商標と同じ

✓ ***商品ＯＫ***
商標を使用している商品は指定商品「バッグ」に含まれる



✓ ***使用者ＯＫ***
商標の使用者「〇〇株式会社」は出願人

ポイント！

カタログ裏表紙である旨の説明があることで、「販売元」が上の写真の商標の使用者であることが明確になっています。

メ モ

販売前の商品に関するカタログであっても構いません

注 意

カタログが未完成の場合は本例を適用できませんが、商標の使用の準備を相当程度進めている場合に該当する可能性があります（14ページ参照）。

例 3　ECモールにおいて出品商品の説明に使用している場合

下のイラストのように商品の説明として商標が用いられるケースを想定



願書の内容

【指定商品】　バッグ

【出願商標】　**JPO**

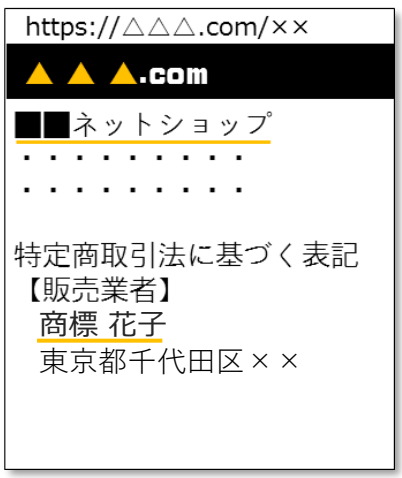
【出 願 人】　商標 花子

証拠書類の例

□ウェブサイトの画面（商品ページ、出品者ページ）の写し



✓ ***商標ＯＫ***
使用商標「**JPO**」は出願商標と同じ



✓ ***商品ＯＫ***
商標を使用している商品は、指定商品「バッグ」に含まれる

✓ ***使用者ＯＫ***
商標の使用者「商標 花子」は出願人

ポイント！

両ページに共通の店舗名「■■ネットショップ」が表示されていることで、使用商標と使用者が明確に関連づけられます。

メ モ

出願人と商標の使用者が実質的に同一であることを明らかにしてください。
例えば、出願人が個人であり、その個人が法人格のない店舗を運営し、当該店舗で商標を使用している場合は、当該店舗に関する「特定商取引法に基づく表記」（責任者等の欄で出願人名が確認できるもの）のページの写し等、商標の使用者と出願人が実質的に同一であることを示す資料を提出してください。

例 4 自社のネットショップにおいて商品紹介で使用している場合

ネットショップで販売商品のイメージと併せて商標が用いられるケース



願書の内容

【指定商品】　バッグ

【出願商標】　JPO

【出 願 人】　株式会社〇〇

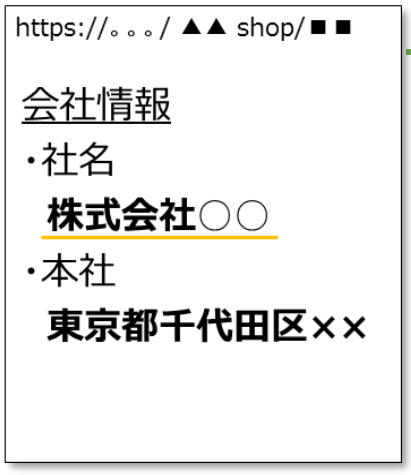
証拠書類の例

□ウェブサイト（商品ページ、会社概要ページ）の画面の写し



✓ ***商標ＯＫ***
使用商標「JPO」は出願商標と同じ

✓ ***商品ＯＫ***
商標を使用している商品は、指定商品「バッグ」に含まれる



✓ ***使用者ＯＫ***
商標の使用者「株式会社〇〇」は出願人



ポイント！

両ページに表示されたドメインの共通点から、使用商標と使用者が明確に関連づけられます。

例5　ウェブサイト/ＳＮＳにおける宣伝広告で使用している場合

ウェブサイトのレストランの店舗紹介ページで商標が用いられるケース





願書の内容

【指定役務】　飲食物の提供

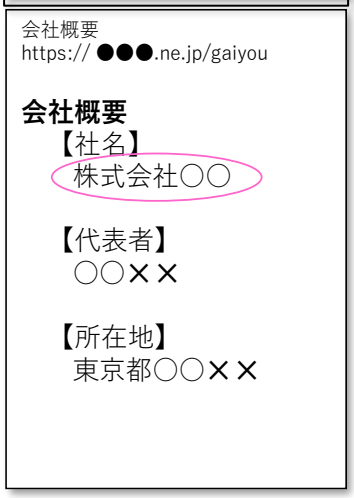
【出願商標】　JPO

【出 願 人】　株式会社〇〇

証拠書類の例

□ウェブサイト/ＳＮＳ（サービス照会ページ、会社概要ページ）の画面の写し





✓ ***商標ＯＫ***
使用商標「JPO」は出願商標と同じ

✓ ***役務ＯＫ***
商標を使用している「レストラン」に関する役務は、指定役務「飲食物の提供」に含まれる

✓ ***使用者ＯＫ***
商標の使用者「株式会社〇〇」は出願人

ポイント！

両ページがリンクしている旨が説明されていることや、同じドメインのURLが表示されていることで、使用商標と使用者が明確に関連づけられます。

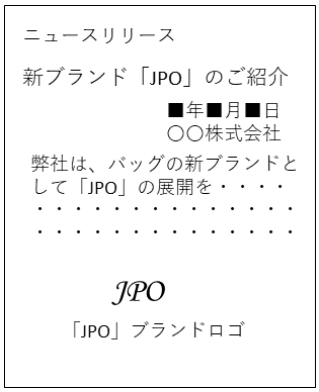
メ モ

販売・提供前の商品・役務に関する宣伝広告であっても構いません。

例6

自社のニュースリリースで使用している場合

インターネットで公開したニュースリリースで商標を紹介したケース


ニュースリリース

新ブランド「JPO」のご紹介

■年■月■日
○○株式会社

弊社は、バッグの新ブランドとして「JPO」の展開を・・・・

JPO

「JPO」ブランドロゴ

願書の内容

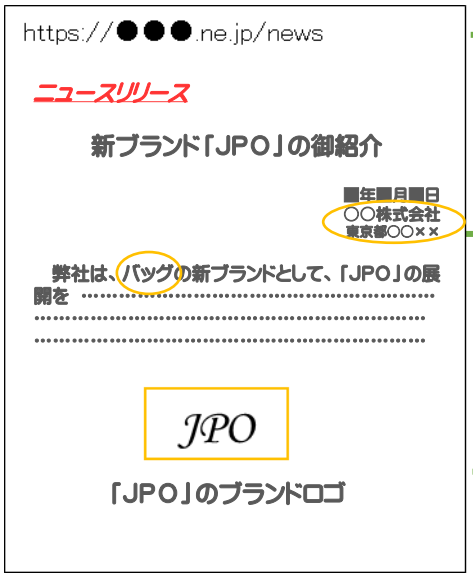
【指定商品】　バッグ

【出願商標】　JPO

【出 願 人】　○○株式会社

証拠書類の例

□ニュースリリース（ウェブサイト）の写し


https://●●●.ne.jp/news

ニュースリリース

新ブランド「JPO」の御紹介

■年■月■日
○○株式会社
東京都○○××

弊社は、バッグの新ブランドとして、「JPO」の展開を・・・・

例7

広告動画内で使用している場合

ひとつの広告動画でサービス内容と商標が別々に表示されるケース





願書の内容

【指定役務】　建物の売買

【出願商標】　JPO

【 出 願 人 】　株式会社〇〇

証拠書類の例

□動画再生画面（ウェブサイト）の写し

※必要な情報が表示されているタイミングでスクリーンショットしたもの

https://●●●.com/△△△△

●●●.com



【公式】霞ヶ関マンション PR動画
株式会社〇〇　視聴回数XXXXX回

✓ ***商標ＯＫ***
使用商標「JPO」は出願商標と同じ

✓ ***使用者ＯＫ***
商標の使用者「株式会社〇〇」は出願人

✓ ***役務ＯＫ***
商標を使用している「マンションの分譲」に関する役務は、指定役務「建物の売買」に含まれる

ポイント！

両ページに示された動画タイトルが同じであることや、ヘッダーに印刷されたURLが同じであることで、使用商標と役務が明確に関連づけられます。

メ モ

動画やチャンネルの概要欄に使用者が記載されていても関連付けられます。

例8　ライセンシーが使用している場合

ライセンシーが製造販売するかばんの下げ札に商標を使用しているケース



願書の内容

【指定商品】　バッグ

【出願商標】　JPO

【出 願 人】　株式会社〇〇

証拠書類の例

□商品写真　□ライセンス契約を結んでいることがわかる資料



✓ ***商標ＯＫ***
使用商標「JPO」は出願商標と同じ

✓ ***商品ＯＫ***
商標を使用している商品は指定商品「バッグ」に含まれる

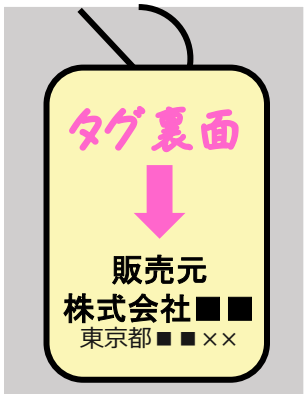
商標使用許諾契約書

許諾商標
商願20△△-XXXXXXX

許諾商品
バッグ

甲　株式会社〇〇
東京都〇〇××

乙　株式会社■■
東京都■■××



✓ ***使用者ＯＫ***
商標の使用者「株式会社■■」は出願人「株式会社〇〇」から商標の使用許諾を受けたライセンシー

ポイント！

許諾契約書に出願番号が明記されていることで、出願商標に係るライセンス関係であることが明確になっています。

メ モ

ライセンス契約を結んでいることがわかる資料からは、以下の全ての情報が明らかになることが求められます。

1）ライセンシー（使用許諾を受けた者）が他人であること
2）ライセンサー（使用許諾を与えている者）が出願人であること
3）ライセンス契約に係る商標が、出願商標と同一であること
4）ライセンス契約に係る商品・役務が、出願に係る指定商品・指定役務と同一、又は出願に係る指定商品・指定役務に包含されていること

例9　出願人の支配下にある者が使用している場合

出願人の支配下にある者が製造販売するかばんの下げ札に商標を使用しているケース



願書の内容

【指定商品】　バッグ

【出願商標】　JPO

【出 願 人】　株式会社〇〇

証拠書類の例

□商品写真　□出願人の支配下にあると認め得る資料



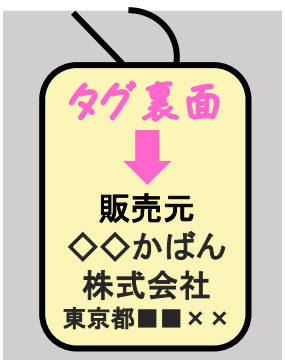
✓ ***商標ＯＫ***
使用商標「JPO」は出願商標と同じ

✓ ***商品ＯＫ***
商標を使用している商品は指定商品「バッグ」に含まれる

◇◇かばん株式会社

議決権

株式会社〇〇 ・・・ 80
株式会社▲▼ ・・・ 20
――――――――――
計 100



✓ ***使用者ＯＫ***
商標の使用者「◇◇かばん株式会社」は出願人「株式会社〇〇」の支配下にある
→出願人の使用とみなされる

ポイント！

商標の使用者が出願人の支配下にあることの証拠（Ex.持株割合が掲載されている株主名簿・有価証券報告書・会社四季報の写し）があれば、出願人の支配下にあると認めます。

メ モ

出願人の支配下にあると認め得る資料の例
・出願人が使用者の議決権の過半数を有することを示す資料
・出願人がフランチャイズ契約におけるフランチャイザーであり、使用者がフランチャイジー（加盟店）であることを示す資料

注 意

・商標の使用者が法人で、その法人の代表者が出願人である場合は、支配関係は認められません。
・出願人の支配下にあると認め得る資料を提出できない場合には、ライセンス契約を結んでいることがわかる資料が必要になります。

例10　複数の指定商品・役務についての使用証明（対象２関係）

全ての指定商品・役務について使用の証明をするケース（対象２として早期審査の申出をするケース）



願書の内容

【指定商品】　ピアス式イヤリング
クラッチバッグ
トレンチコート

【出願商標】　JPO

【出 願 人】　株式会社〇〇

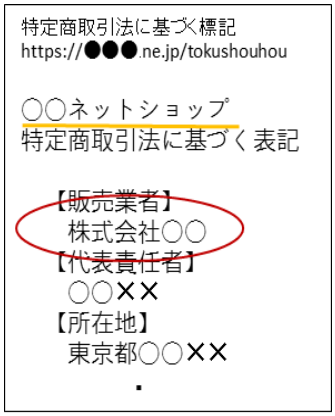
証拠書類の例

□（各商品について）ウェブサイトの画面の写し









✓ ***商標ＯＫ***
使用商標「 JPO 」は出願商標と同じ

✓ ***商品ＯＫ***
商標を使用している商品は、それぞれ指定商品「ピアス式イヤリング」、「クラッチバッグ」及び「トレンチコート」に含まれる

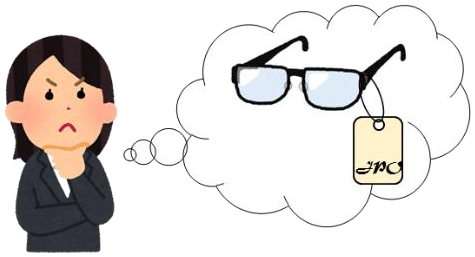
✓ ***使用者ＯＫ***
商標の使用者「株式会社〇〇」は出願人

ポイント！

各ページの商品に説明を付すことで、「商標を使用している商品」と「指定商品」の対応関係が明確になります。

例11　商品に商標を付ける予定で生産中の場合

眼鏡の下げ札に商標を使用する予定で、生産の発注をして受注されたケース



願書の内容

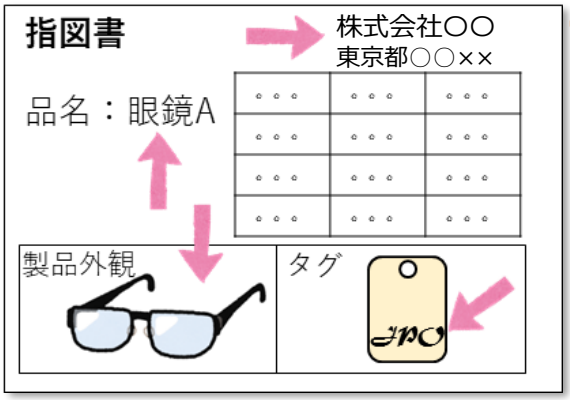
【指定商品】　眼鏡

【出願商標】　JPO

【出 願 人】　株式会社〇〇

証拠書類の例

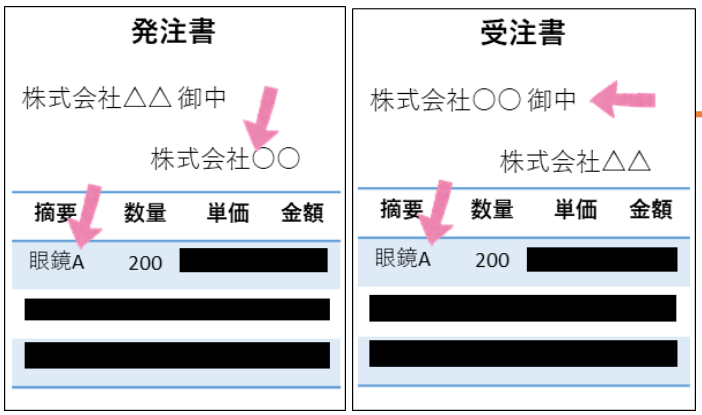
□指図書の写し　□発注書の写し　□受注書の写し



✓ ***商標ＯＫ***
使用予定商標「JPO」は出願商標と同じ

✓ ***商品ＯＫ***
商標の使用を予定している商品は指定商品「眼鏡」に含まれる

✓ ***使用者ＯＫ***
商標の使用予定者「株式会社〇〇」は出願人



✓ ***使用準備ＯＫ***
商品生産を外部に発注し、受注されている

ポイント！

商品名が受発注書類に記載されていることで、指図書の商品についての使用予定であることが明確になっています。

メ モ

外部に知られたくない内容については、マスキングすることが可能です。
ただし、早期審査の要件に関わる部分までマスキングすると証拠書類として不十分と判断されることがあります。

注 意

証拠書類が外国語である場合には日本語の翻訳又は説明資料を添付してください。

例12　商品カタログに付ける予定で制作中

商品カタログ（印刷物）に商標を使用する予定で、印刷の発注をして受注されたケース



願書の内容

【指定商品】　バッグ

【出願商標】　JPO

【出 願 人】　〇〇株式会社

証拠書類の例

☐校正刷りの写し　☐発注書の写し　☐受注書の写し





発注書

株式会社△△ 御中

〇〇株式会社

タイトル
20XX年版 商品カタログ
部数
1000部
価格
[redacted]

受注書

〇〇株式会社 御中

株式会社△△

タイトル
20XX年版 商品カタログ
部数
1000部
価格
[redacted]

✓ ***商標ＯＫ***
使用予定商標「JPO」は出願商標と同じ

✓ ***商品ＯＫ***
商標の使用を予定している商品は指定商品「バッグ」に含まれる

✓ ***使用者ＯＫ***
商標の使用予定者「〇〇株式会社」は出願人

✓ ***使用準備ＯＫ***
カタログ制作を外部に発注し、受注されている

ポイント！

カタログ名が受発注書類に記載されていることで、写しが提出されたカタログについての受発注であることが明確になっています。

メ モ

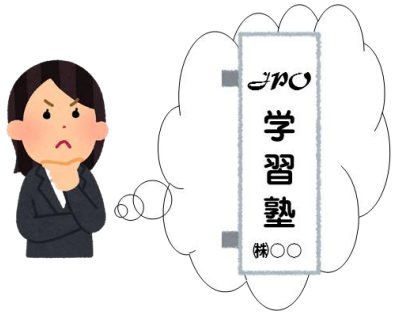
外部に知られたくない内容については、マスキングすることが可能です。
ただし、早期審査の要件に関わる部分までマスキングすると証拠書類として不十分と判断されることがあります。

注 意

証拠書類が外国語である場合には日本語の翻訳又は説明資料を添付してください。

例13 看板に商標を付ける予定で製作発注済み

店舗看板に商標を使用する予定で、製作の発注をして受注されたケース



願書の内容

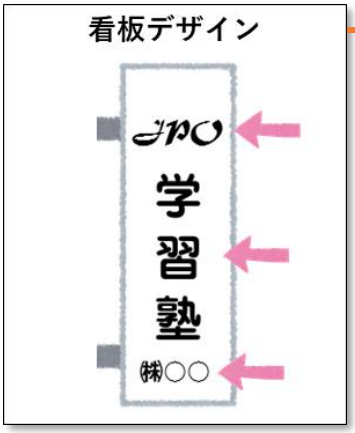
【指定役務】　知識の教授

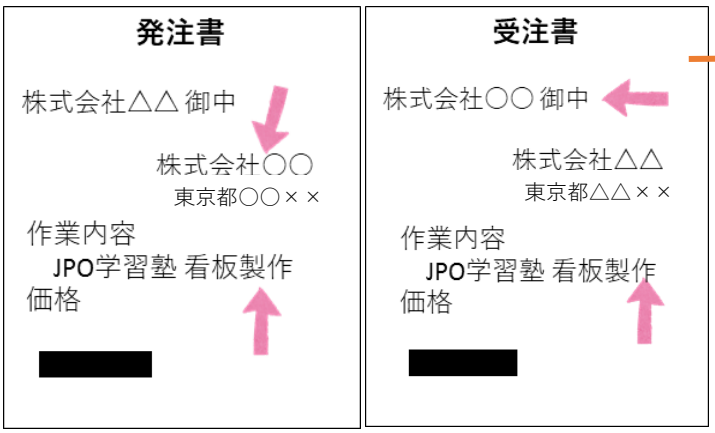
【出願商標】　JPO

【出 願 人】　株式会社○○

証拠書類の例

□看板デザインの写し　□発注書の写し　□受注書の写し





✓ ***商標ＯＫ***
使用予定商標「JPO」は出願商標と同じ

✓ ***役務ＯＫ***
商標の使用を予定している役務は指定役務「知識の教授」に含まれる

✓ ***使用者ＯＫ***
商標の使用予定者「株式会社○○」は出願人

✓ ***使用準備ＯＫ***
看板製作を外部に発注し、受注されている

ポイント！

看板の内容が受発注書類に記載されていることで、写しが提出された看板についての受発注であることが明確になっています。

メ モ

外部に知られたくない内容については、マスキングすることが可能です。
ただし、早期審査の要件に関わる部分までマスキングすると証拠書類として不十分と判断されることがあります。

注 意

証拠書類が外国語である場合には日本語の翻訳又は説明資料を添付してください。

例 14

ホームページに用いる予定でホームページを制作依頼中

商標を使用しているホームページを立ちあげる予定で、製作の発注をして受注されたケース



願書の内容

【指定役務】　飲食物の提供

【出願商標】　JPO

【 出 願 人 】　株式会社〇〇

証拠書類の例

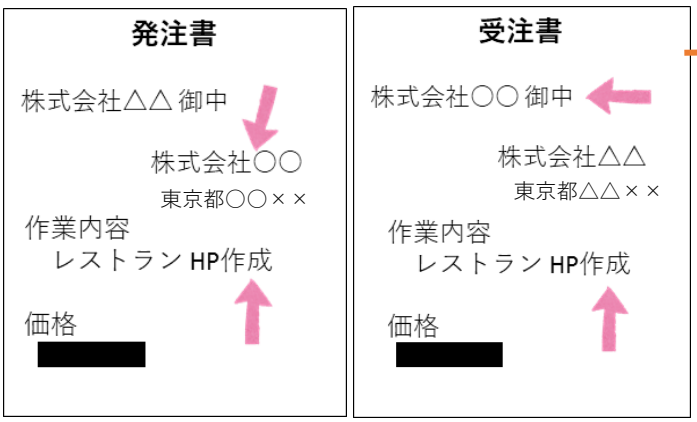
□提案書の写し　□発注書の写し　□受注書の写し



✓ ***商標ＯＫ***
使用予定商標「JPO」は出願商標と同じ

✓ ***役務ＯＫ***
商標の使用を予定している役務は指定役務「飲食物の提供」に含まれる

✓ ***使用者ＯＫ***
商標の使用予定者「株式会社〇〇」は出願人



✓ ***使用準備ＯＫ***
商標を使用するホームページ制作を外部に発注し、受注されている

ポイント！

ホームページの内容が受発注書類に記載されていることで、提案書のホームページについての受発注であることが明確になっています。

メ モ

外部に知られたくない内容については、マスキングすることが可能です。
ただし、早期審査の要件に関わる部分までマスキングすると証拠書類として不十分と判断されることがあります。

注 意

・ホームページ案の段階の資料で構いませんが、使用する商標と商品･役務、使用者は確定している必要があります。
・自社でホームページを制作する場合には本例を適用することはできません。